

### 議題 3 地域卒業医師の地域勤務義務期間中の派遣病院 について

#### 1 現状

- 地域卒業医師の派遣病院は、医師修学資金貸与条例施行規則により大分大学医学部附属病院、大分県立病院、へき地医療拠点病院、市町村が設置するへき地診療所、その他知事が指定する病院」（現在指定している病院無し）となっている。
- また、平成29年度からは、地域医療への貢献とキャリア形成を両立させることを目的として、地域卒業医師の地域勤務としての派遣先は、大分市・別府市を除く「へき地医療拠点病院」及び公立へき地診療所に限定しているところ。（「大分県医師修学資金の貸与を受けた医師の勤務等に関する要綱」別表第3参照）

#### 2 課題

- 今後、地域卒業医師数は増加していくが、現在の派遣先病院群（別表第3）では、専門とする診療科によっては地域勤務義務期間中（4年間）の円滑な勤務ローテーションに支障をきたすおそれがある。

地域勤務予定者数： 令和元年度 11人（実績）

・  
・

11年度 58人（予定人数最多）

#### 3 今後の派遣方針

- 上記「1 現状」の派遣先病院・診療所への派遣を基本とするが、地域卒業医師の派遣先の調整に支障を来すこととなった場合には、二次救急医療を担う病院（小児の二次救急医療を含む。ただし、大分市・別府市内に所在する病院を除く。）も加えて、派遣調整する。

#### 4 適用

- 令和2年度から

## 大分県医師修学資金貸与条例

第二条 知事は、次に掲げる要件を満たす者の申請により、その者に医師修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶことができる。

一 県内の大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する過程に在学する者で次のいずれかに該当するものであること。

イ 規則で定める選抜の方法により入学した者

ロ 規則で定める編入学の方法により入学した者

二 将来県内の病院又は診療所で規則で定めるもの（以下「指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとする者であること。

## 大分県医師修学資金貸与条例施行規則

（指定医療機関）

第三条 条例第二条第二号の規則で定める県内の病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、次に掲げるものとする。

一 大分大学医学部附属病院

二 大分県立病院

三 へき地医療拠点病院（へき地医療支援のために知事が別に定めるところにより指定する病院をいう。）

四 市町村が設置するへき地診療所（厚生労働省が定める設置基準に従い、無医地区等に設置する診療所をいう。）

五 その他知事が指定する病院

（医師業務への従事に係る期間経過による返還免除等）

第九条 知事は、医師修学資金の貸与を受けた者が、別に定める指定医療機関において医師の業務に従事し、当該医師の業務に従事した期間（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修及び後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。）に係る期間を含む。以下「医師業務従事期間」という。）が、条例第六条第一項第一号に規定する二分の三に相当する期間に達したときに、同項の規定により、医師修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

## 大分県医師修学資金の貸与を受けた医師の勤務等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療を確保するため、大分県医師修学資金貸与条例（平成18年大分県条例第59号。以下「条例」という。）及び大分県医師修学資金貸与条例施行規則（平成19年大分県規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、医師修学資金の貸与を受けた医師が地域医療への貢献と医師としてのキャリア形成を両立できるよう、当該医師の勤務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(返還免除となる医師業務従事期間等)

第3条 規則第9条第1項で定める医師修学資金の返還の債務の免除となる医師業務の従事期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、知事が特別に認める場合は、この限りではない。

(1) 臨床研修は、医師免許を受けた後、直ちに別表1の指定医療機関において2年間行うものとする。

(2) 後期研修は、臨床研修を修了した後、別表2の指定医療機関において3年以内の期間行うことができる。

(3) 前2号以外の医師業務（以下「勤務」という。）は、規則第3条第1項に規定する指定医療機関において、条例第6条第1項第1号に規定する2分の3に相当する期間（以下「勤務義務期間」という。）から前2号による実際の従事期間を除いた期間行うものとする。

2 臨床研修以後の期間（後期研修及び勤務の期間）においては、勤務義務期間から5年を差し引いた期間以上、別表3の指定医療機関での従事を含めるものとする。ただし、知事が特別に認める場合は、この限りではない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、医師修学資金の貸与を受けた医師の勤務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項第 1 号関係)

指定医療機関	
	大分大学医学部附属病院

注 指定医療機関には、上記病院の臨床研修プログラムに基づき研修を行う県内の医療機関を含む。

別表 2 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)

指定医療機関	
	大分大学医学部附属病院
	大分県立病院
へき地医療拠点病院	新別府病院 大分県厚生連鶴見病院 大分中村病院 へつぎ病院 国東市民病院 杵築市立山香病院 豊後大野市民病院 中津市民病院 南海医療センター 大分県済生会日田病院 臼杵市医師会立コスモス病院 津久見市医師会立津久見中央病院 竹田医師会病院 宇佐高田医師会病院 佐賀関病院 長門記念病院 佐伯中央病院 大久保病院 高田中央病院

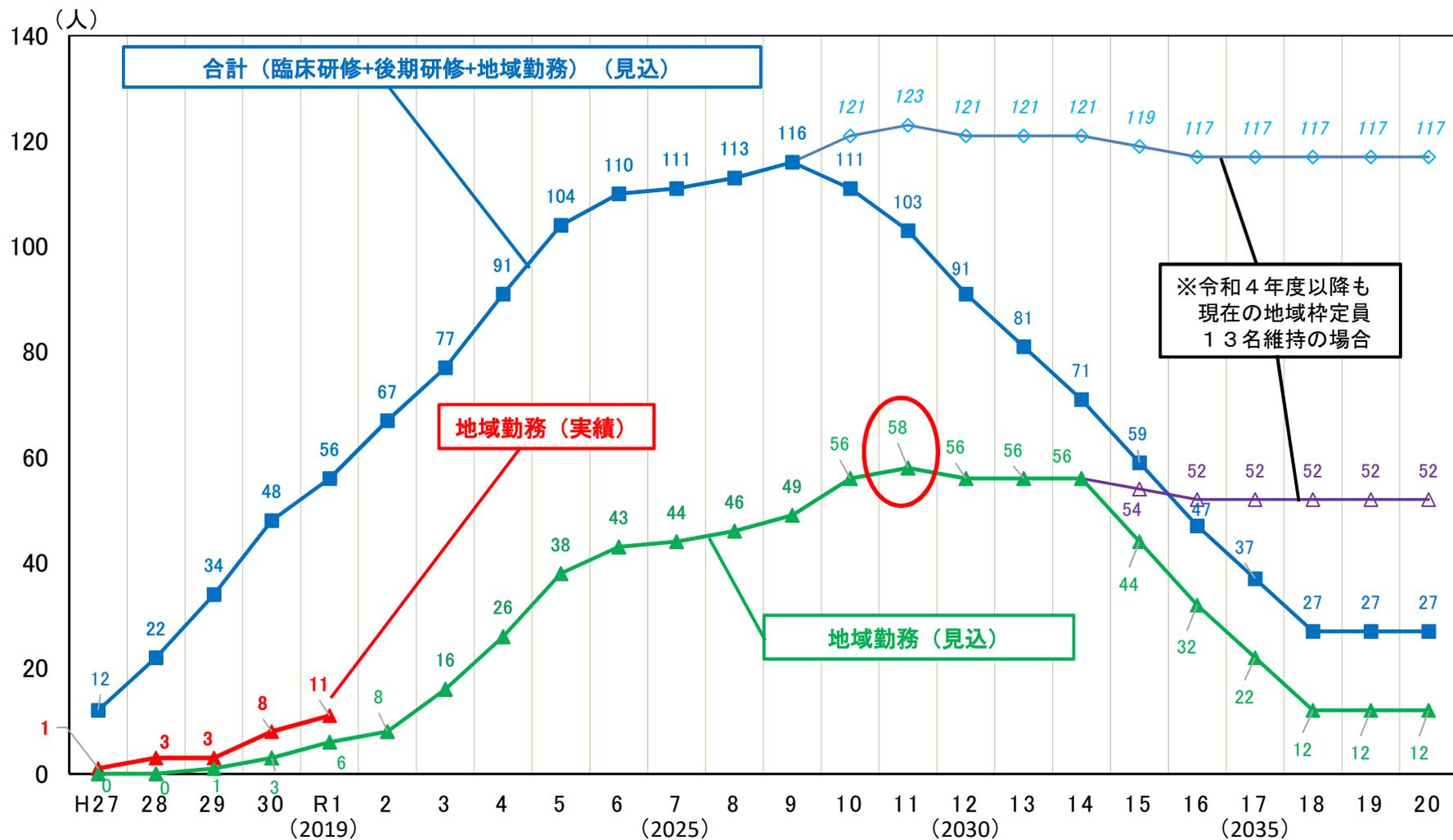
注 指定医療機関には、上記各病院の後期研修プログラムに基づき研修を行う県内の医療機関を含む。

別表 3 (第 3 条第 2 項関係)

指定医療機関	
へき地医療拠点病院	国東市民病院 杵築市立山香病院 豊後大野市民病院 中津市民病院 南海医療センター 大分県済生会日田病院 臼杵市医師会立コスモス病院 津久見市医師会立津久見中央病院 竹田医師会病院 宇佐高田医師会病院 佐賀関病院 長門記念病院 佐伯中央病院 大久保病院 高田中央病院
市町村が設置するへき地診療所	姫島村国民健康保険診療所 津久見市保戸島診療所 佐伯市国民健康保険因尾診療所 佐伯市国民健康保険鶴見診療所 佐伯市国民健康保険丹賀診療所 佐伯市国民健康保険大島診療所 佐伯市国民健康保険西野浦診療所 佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所 佐伯市国民健康保険米水津診療所 佐伯市国民健康保険大入島診療所 日田市立上津江診療所 日田市立東溪診療所 九重町飯田高原診療所 中津市国民健康保険山移診療所 中津市国民健康保険津民診療所 中津市国民健康保険槻木診療所

# 大分大学医学部地域枠卒業医師数の推移(実績と見込)

- 令和元年度に「地域勤務」として派遣している地域枠卒業医師は11人。
- 「地域勤務」に従事する地域枠卒業医師は今後も増加し、令和11年度には58人となる見込み。



※地域枠の定員13名中3名が恒久定員、10名が臨時定員。

国は、令和4年度以降の臨時定員の継続については今後の医師需給推計を踏まえて検討するとしている。

# 救急医療機関一覧(平成31年4月1日現在)

二次医療圏	救急医療圏	圏域内市町村名	医療機関名	二次救急医療機関	小児救急医療機関 (二次・三次)	三次救急医療機関 (救命救急センター)	
東部	東国東	国東市 姫島村	国東市民病院	○			
			別杵速見	別府市 杵築市 日出町	中村病院	○	
	黒木記念病院	○					
	別府中央病院	○					
	内田病院	○					
	国家公務員共済組合連合会新別府病院	○			○		
	国立病院機構別府医療センター	○	○				
	大分県厚生連鶴見病院	○	○				
	杵築市立山香病院	○					
	中部	大分	大分市 由布市	大分市医師会立アルメイダ病院	○	○	○
大分赤十字病院				○			
大分三愛メディカルセンター				○			
大分中村病院				○			
大分岡病院				○			
天心堂へつぎ病院				○			
永富脳神経外科病院				○			
河野脳神経外科病院				○			
国立病院機構大分医療センター				○			
大分県立病院				○	○	○	
大分大学医学部附属病院					○	○	
大分こども病院				○	○		
佐賀関病院							
臼津		臼杵市 津久見市	臼杵市医師会立コスモス病院	○			
			津久見市医師会立津久見中央病院	○			
佐伯		佐伯	佐伯市	南海医療センター	○		
				西田病院	○	○	
				佐伯中央病院	○		
				長門記念病院	○		
豊肥	豊後大野	豊後大野市	豊後大野市民病院	○			
			帰巖会みえ病院	○			
	竹田	竹田市	竹田医師会病院	○			
			大久保病院	○			
西部	日田玖珠	日田市 九重町 玖珠町	大分県済生会日田病院	○	○		
北部	中津	中津市	梶原病院	○			
			酒井病院	○			
			医療法人社団中津胃腸病院	○			
			川島整形外科病院	○			
			中津市立中津市民病院	○	○		
			中津脳神経外科病院	○			
			中津第一病院	○			
			松永循環器病院	○			
			村上記念病院	○			
			宇佐豊後高田	豊後高田市 宇佐市	宇佐高田医師会病院	○	
	高田中央病院						
	県 計				41	9	4